

第2回 地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会 議事概要

- 1 日時 平成29年10月20日(金) 14時30分～16時40分
- 2 場所 合同庁舎2号館11階 11階会議室
- 3 出席者 堀場会長、植木委員、鎌田委員、中村委員、宗田委員、小西委員、鈴木委員、勢一委員、阿部委員、本間ひたちなか市長(富岡委員代理)

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 議事
 - ① 地方六団体からの意見について
 - ② 金融関係者ヒアリング
 - ③ 討議
- (3) 閉会

5 議事の経過

- 事務局より討議事項等について説明を行い、その後、地方六団体、金融関係者からのヒアリングを行った。また、前回の検討会における意見等を踏まえた追加資料について事務局、地方公共団体金融機構より説明し、討議を行った。

(以下、討議)

- 公的資金について、財政融資資金は災害復旧など国が責任をもって対応すべき分野や国の政策的関わりが強い事業を基本的に対象とする一方、機構資金は主に地方単独事業でニーズが高い事業などを対象としているという大まかな役割分担があり、性格が異なるものの、それぞれ資金調達の選択肢として重要であり、両者ともに安定的な資金量を確保することが必要。

- 東日本大震災の際に、機構は、補償金免除繰上償還など、柔軟な対応を行っており、評価できる。
- 今後、金利リスク管理の規制強化もあり、民間金融機関が 10 年超の資金を供給するのはますます難しくなる可能性もある。
- 政令指定都市を除く一般市町村の市場公募債の発行は、年限の長短にかかわらず、発行自体が難しい。都道府県・政令指定都市の場合でも、超長期債の発行は限定的であり、両面から機構資金の意義は大きい。
- 市場環境が変わり金利が上昇すれば、銀行等は金利リスクを取って超長期の貸付けをする必要がなくなる。現在の金利環境が中長期的にどうなるかは分からない。
- 機構は貸付先が全て地方公共団体であり、地方公共団体のデフォルトはないことから、資産面での安全性は高い。運用と調達の間差による金利リスクはあるものの、十分な金利変動準備金を備えていることから、地方金融機構債は地方債に準じた高い信用力を持った債券として市場では受け止められている。
- 地方金融機構債は、公募地方債に準じて信用力が高く、また定例的にまとまった金額が発行されるため流動性も高いことから、投資家にとって魅力的な商品として市場で評価されている。
- 公募債を発行できない市町村の資金ニーズに対して、まとめて機構が資金調達を行っているという意味でも、地方金融機構債は重要な資金ルートの役割を担っている。
- 地方公共団体における金融実務経験者の採用はかなり少ない。裏返すと、機構の地方支援業務がより重要ということであり、今後の同業務についても創意工夫して考えて欲しい。

以上